

公益財団法人 全日本空手道連盟

利益相反ポリシー

1. 目的

公益財団法人 全日本空手道連盟（以下「本連盟」という。）は、定款に定めるとおり、わが国におけるアマチュア空手界を統轄し、代表する団体として、空手道の健全な発達とその普及をはかり、もって国民の身心の錬成に寄与することを目的としている。この目的を達成するために、本連盟の役職員等は誠実に職務を遂行する義務を負う。

しかし、その職務を遂行する過程において、企業等との関係によって本連盟が有する利益が、役職員等の利益と衝突する、いわゆる利益相反の状況が生じうる。このような状況に関して、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）等の法令を順守することは当然として、更に、本連盟に対する社会的な信頼を確保し、利益相反について取組むべき姿勢と対処を明確にするために本ポリシーを策定する。

2. 利益相反ポリシーの対象者

本ポリシーの対象となる者は、評議員、役員、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）であり、各々の定義は次のとおりとする。

- （１）本連盟定款 10 条に規定する評議員、同 21 条に規定する理事・監事、同 29 条に規定する顧問・相談役等及び同 36 条に規定する委員会委員（以上をあわせて、以下「役員等」という。）
- （２）本連盟規約第 26 条に規定する事務職員（以下「職員」という。）

3. 利益相反及び利益相反行為の定義

- （１）利益相反とは、役職員等の利益になると同時に、本連盟の不利益となる状況にあるものをいう。
- （２）利益相反行為とは、利益相反の状況をつくりだす取引等の行為をいう。

4. 利益相反行為の管理

本連盟は、次のとおり、利益相反行為を管理する。

- （１）本連盟は、利益相反行為の該当性を判断する。
- （２）本連盟は、利益相反行為に該当すると判断した場合には、当該利益相

反行為を承認するか否かを判断する。

5. 利益相反行為の承認における判断基準

役職員等の利益相反行為が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合は、本連盟は、これを許容できないものと判断する。

6. 理事の利益相反取引の原則禁止

理事は、第3条に定める利益相反行為のほか、原則として、一般法人法第197条により準用される同法第84条第1項各号に規定する取引を行ってはならない。ただし、本連盟理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

7. 本会関係者に対する特別の利益の供与の禁止

公益認定法第5条第3号に則り、本連盟は、本連盟の関係者に対し、特別の利益を与えてはならない。なお、「関係者」は同法施行令第1条各号に規定する者である。

8. 周知・公表

本連盟は本ポリシーを本連盟の役職員等へ周知するとともに、外部に公表する。

9. 役職員等への啓発

利益相反に関する意識向上のため、役職員等に対し専門家による研修を実施する。

10. 見直しの実施

国内外の経済や社会の情勢の変化、スポーツ界を取り巻く情勢の変化、利益相反の事例蓄積状況等に応じて、本ポリシーの適宜見直しを実施する。

11. 改廃

本ポリシーの改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、令和6年12月6日から施行する。